九二二　平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件　二　221　一二
九二三　信号符字を点附した件　三　五
九二四　信号符字を取り消した件　三　五
九二五　船舶国籍証書を無効とした件　三　五
九二六　船舶国籍証書が無効となった件　三　五
九二七　都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件　三　六
九二八　砂防法第二条の土地を指定する件　六　四
九二九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　六　五
九三〇―九三二　砂防法第二条の土地を指定する件　六　五
九三三　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　六　五
九三四　DNV ASから登録事項の変更の届出があった件　六　五
九三五　高速自動車国道に関する件　七　四
九三六―九三七　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　七　四
九三八　都市計画に関する件　八　四
九三九　砂防法第二条の土地を指定する件　九　三
九四〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　三
九四一―九四二　砂防法第二条の土地を指定する件　一五　三
九四三―九四四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一五　四
九四五　砂防法第二条の土地を指定する件　一五　四
九四六　直轄砂防工事を施行する件　一五　四
九四七　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　一五　四
九四八　公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示　一五　229　一五
九四九　国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示　一七　四
九五〇―九五三　高速自動車国道に関する件　一七　六
九五四　水先人に免許を与えた件　一七　六
九五五―九六〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　四
九六一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二〇　六
九六二―九六三　砂防法第二条の土地を指定する件　二〇　六
九六四―九六五　直轄砂防工事を施行する件　二〇　七
九六六　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二一　五
九六七　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　二一　五
九六八　船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示　二三　六
九六九―九七〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二三　六
九七一　地すべり防止区域を指定する件　二三　七
九七二　秋田空港の施設について告示した事項に変更があった件　二四　237　二〇
九七三―九七四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二七　三
九七五　地すべり防止区域を指定する件　二七　三
九七六　木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示　二八　239　一五
九七七　地すべり防止区域を指定する件　三〇　四
九七八―九八〇　砂防法第二条の土地を指定する件　三〇　五
九八一　進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示　三〇　241　八
九八二　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　三〇　241　一五
九八三　宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　241　一六
九八四―九八五　高速自動車国道に関する件　三一　七
九八六　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更する件　三一　七
九八七　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示　三一　242　五〇
九八八　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件　三一　242　五一
九八九　壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件　三一　242　五一
九九〇　避難上及び延焼防止上支障がない室及び通路を定める件　三一　242　五二
九九一　小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件　三一　242　五二
九九二　床面から天井までの垂直距離に応じた壁の部分を定める件　三一　242　五二
九九三　火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法等を定める件　三一　242　五四
九九四　準耐火構造である防煙壁の下端から床面までの垂直距離を定める件　三一　242　五四
九九五　排煙口を設けた場合に火災時に生ずる煙を有効に排出することができる壁の部分を定める件　三一　242　五四
九九六　避難上及び消火上支障がない周囲の部分を定める件　三一　242　五五
九九七　敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件　三一　242　五六